

# 播磨町 PR ポスター制作業務

## 仕様書

### 1 委託業務名

播磨町 PR ポスター制作業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日まで

### 3 業務内容

#### (1) 播磨町 PR ポスター制作に関すること

- ・ 播磨町の知名度、イメージの向上に向け、地域資源や独自施策を活かした町のプロモーションをポスターにより体系的に行い、広く発信する。これをもって、町をより知ってもらうことにより、町への移住・定住の促進を行い、地域の賑わい創造に資することを目的とする。
- ・ 本業務におけるポスターの制作において、その企画立案及び資料収集、取材、ロケーションハンティング、著作権・肖像権等処理、撮影、編集、デザイン、印刷等の関連する業務の全てを委託する。

#### ①ポスター制作について

##### (i) 内容

本業務において、制作するポスターについては、移住・定住の動機づけになるような播磨町に対する興味を惹くデザイン及び内容とすること。

##### (ii) 仕様・規格等

- ・ デザイン 2 種類
- ・ 部数 B1 版 100 部 (50 部×2 種類)
- ・ 刷り色 フルカラー印刷
- ・ 紙質 コート紙 135kg
- ・ 校正 3 回 (文字校正 2 回・色校正 1 回)

##### (iii) 特記事項

印刷については、耐光インキを使用すること。

#### ②成果品

	成果品	様式	数量
①	PR ポスター	B1 版、フルカラー	100 部
②		PDF データ	1 式
③		ai データ	1 式

## (2) 留意事項

### ①成果品審査

- (i) 受注者は、業務完了時に監督員による成果品の審査を受けることとし、発注者から訂正等の指示を受けた場合は、受注者は直ちに訂正等を行い、再審査を受けること。
- (ii) 業務完了後においても、受注者の責に伴う業務の過失が発見された場合、受注者の負担において直ちに訂正等を行うこと。

### ②著作権

- (i) 成果品として提出された写真、絵図、作品等の著作権、所有権は発注者に属するものとする。
- (ii) 業務の中で、発注者の創案した発想、アイデア又は作成したプログラム、図書等の著作権は、業務が公表又は実施されるか否かに関わらず、発注者に属するものとする。

### ③その他

- (i) 受注者は、関係法令を遵守し、業務上知り得た内容を他人に漏らしてはならない。
- (ii) 受注者は、個人情報の取扱いについて、当町の個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、実施すること。
- (iii) 受注者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、仕様書に定めるもののほか業務遂行上必要とする事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (iv) 調査検討に係る各種報告、資料等の提出依頼があった場合には、発注者の提示する時期まで円滑に対応すること。